

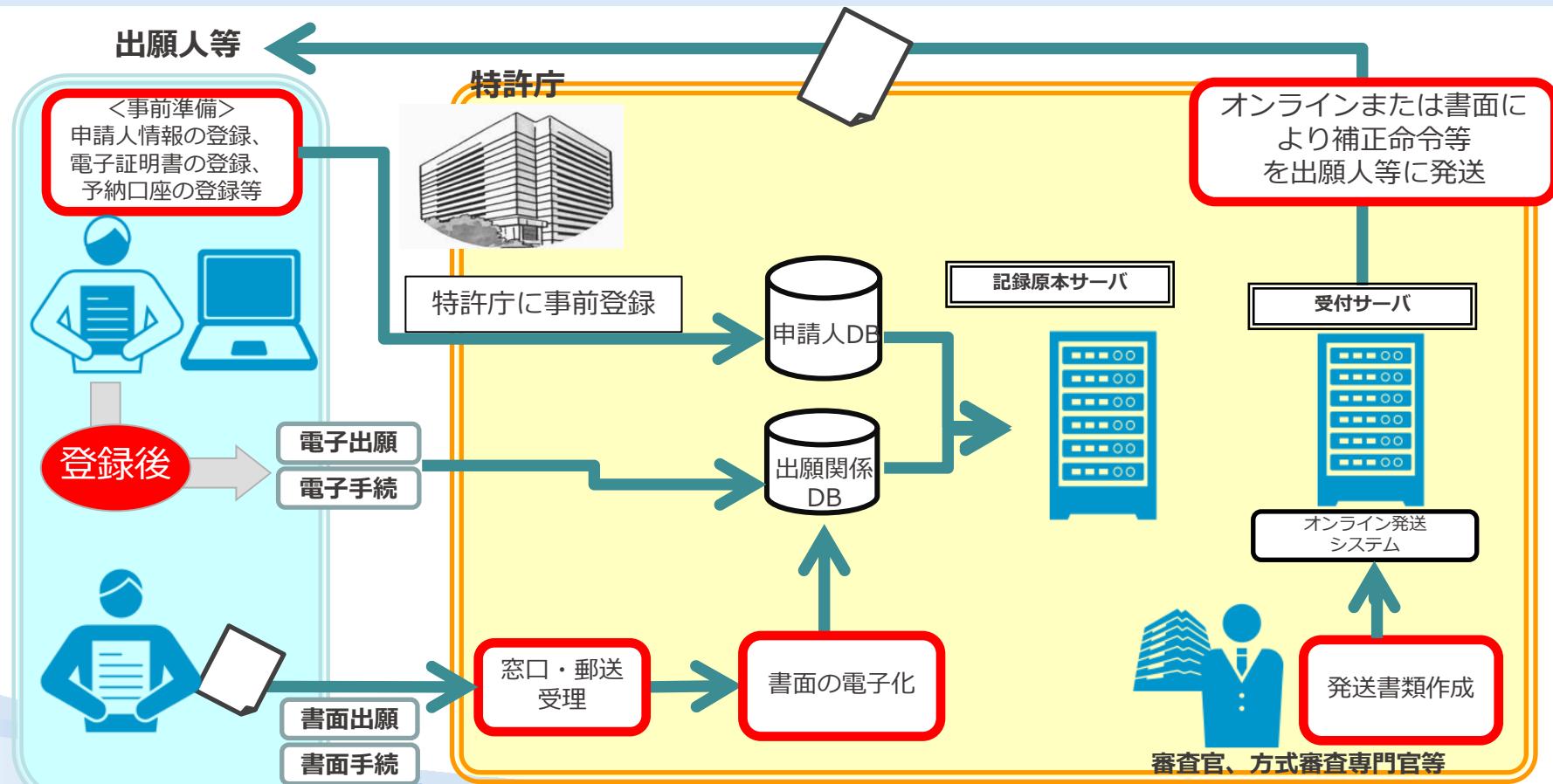
## 送達制度の見直し

産業構造審議会知的財産分科会 第14回意匠制度小委員会  
令和4年11月2日



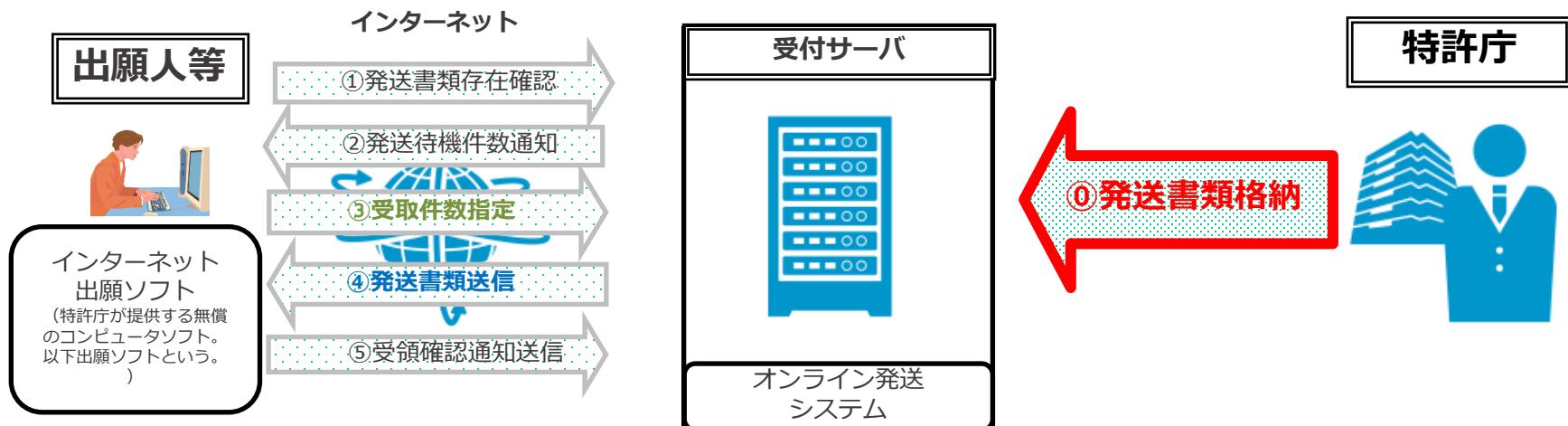
# 特許庁に対する手続及び特許庁からの書類発送について

- 出願人等は特許庁に対しオンラインまたは書面により手続を行うことが可能。
- オンラインにより手続をする場合、出願人等は事前に特許庁に電子証明書等を登録する必要があるほか、特許庁からの発送書類（出願人等が受け取る書類）について、オンラインで受領する（オンライン発送）か、郵送で受領する（書面による発送）かを選択することが可能。
- 書面により手続をした出願人等に対しては、特許庁からの発送書類は書面による発送となる。



## 現状のオンライン発送

- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第5条において、出願人等が使用する、電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時点（下記フロー図④）をもって、通知の相手方に発送書類が到達したものとみなすと規定（オンライン発送）。
- 特許庁の受付サーバに発送書類が格納（下記フロー図①）されてから、10開庁日以内に発送書類を受け取らない（＝下記フロー図③を行わない）出願人等に対しては、紙により発送（※）。



※ オンライン発送を希望しながらも10開庁日以内に書類をオンラインで受け取らず、紙発送となった件数は37,353件であり、法令上オンライン発送が可能な書類の全発送件数1,220,406件のうち約3.1%。（件数は2021年のもの。2022年8月15日時点特許庁調べ）

# 特許庁におけるオンライン発送（送達含む）見直しの方向性

- 特許庁では、従来よりオンライン発送を実施しているところ、リモートワークといった働き方の変容への対応や行政のデジタル化の動きを踏まえ、オンライン発送可能な書類の拡大に向け検討している。
- しかし、現行法上、オンライン発送は、出願人等が受け取らないと到達だけでなく発送の効力も発生せず、不安定さを含んだ仕組みとなっている。また、オンライン発送書類を一定期間受け取らない出願人等に対しては、送達の効力発生のため紙媒体で発送しているが、リモートワークにより紙発送を受け取れない場合も生じている。
- このため、令和4年民訴法改正の内容も踏まえつつ、書面による発送のコスト削減や簡易・迅速な手続の実現を通じたユーザの利便性向上のため、オンライン発送制度の見直しを検討する必要がある。

## 【制度見直しの基本的方向性】

- 対象書類：オンライン発送可能な書類（特許法令上「送達する書類」とされているもの以外の通知も含む）  
※民訴法改正の対象は送達すべき書類であるが、特許庁においては、送達すべき書類以外の通知についてもオンライン化しており、これらの通知についても同様の扱いとする。
- 受付サーバ格納後一定期間経過しても発送書面を受け取らない者への紙発送を廃止  
※オンライン発送書類の受領をしなくても、一定期間経過後に出願人等に到達したものとみなす制度を導入
- 対象者：①出願ソフトによるオンライン発送を希望する者  
②代理人（代理を業として行う者に限る）（※改正後の民事訴訟法に倣い、希望有無によらず対象とする）
- 簡易・迅速な手続の実現とともに、コスト面についても十分に考慮

# 特許庁におけるオンライン発送（送達含む）見直し案の全体像

- ▶ 前ページ記載の見直しの方向性を踏まえ、以下の3案が考えられる。
- ▶ 案の決定にあたっては、出願人等への影響や特許庁のシステム改造にかかるコスト等を十分に考慮する必要があり、特許庁政策推進懇談会では、案1が最も支持されたところ。

## 見直し案の全体像

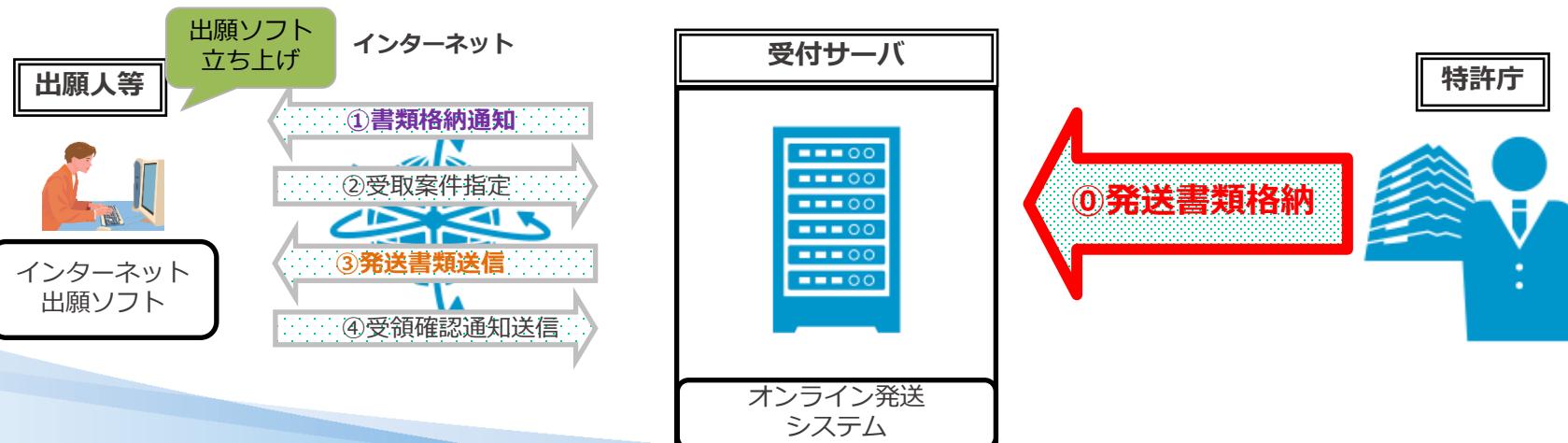
見直し案	出願人等への通知方法	書類の到達時期
案1	出願人等が出願ソフトを立ち上げた時に、 <u>特許庁の受付サーバに発送書類が格納された旨の通知が送付される。</u>	出願人等の電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時、又は 特許庁の受付サーバに発送書類が <u>格納された時から一定期間経過した時</u> 、のいずれか早い時に、発送書類が出願人等に到達したものとみなす。
案2	出願人等が出願ソフトを立ち上げた時に、 発送件数等の通知はせずに <u>自動的に発送書類が送付される。</u>	出願人等の電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時、又は 特許庁の受付サーバに発送書類が <u>格納された旨のメール通知を受けてから一定期間経過した時</u> 、のいずれか早い時に、発送書類が出願人等に到達したものとみなす。
案3	特許庁の受付サーバに発送書類が格納された（出願人等のファイルに記録が可能になった）旨、 <u>電子メールで通知される。</u>	出願人等の電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時、又は 特許庁の受付サーバに発送書類が <u>格納された旨のメール通知を受けてから一定期間経過した時</u> 、のいずれか早い時に、発送書類が出願人等に到達したものとみなす。

# 特許庁におけるオンライン発送見直し案 1 ：インターネット出願ソフトによる書類を格納した旨の通知

令和4年9月26日  
第47回特許制度小委員会 資料 3

- 出願ソフトを起動するタイミングで特許庁の受付サーバーに書類を格納した旨の通知がなされる（下記フロー①）。
- 出願人等の電子計算機に備えられたファイルへの記録が完了した時（下記フロー図③）、又は特許庁の受付サーバに発送書類が格納された時（下記フロー図①）から一定期間経過した時、のいずれか早い時に、発送書類が出願人等に到達したものとみなす。

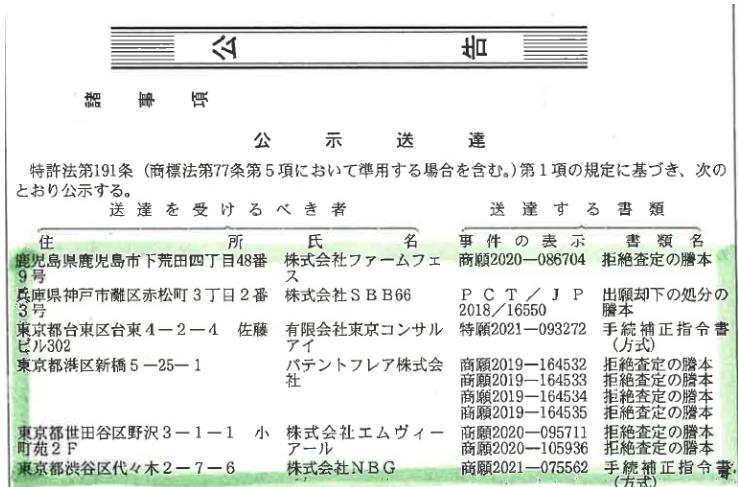
メリット		論点・課題	
ユーザ	特許庁	ユーザ	特許庁
<ul style="list-style-type: none"><li>出願ソフト起動により自動的に発送待機案件を通知される点で、頻繁に出願ソフトを立ち上げるユーザには利便性向上</li><li>頻繁に出願ソフトを立ち上げるユーザにとっては発送書類を受領するタイミングをコントロール可能（現行に近い運用）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>紙発送書類が減少する</li><li>既存の出願ソフトを活用可能なため、（電子メールで通知をする案（案3）と比べ）通知の不達や誤送信リスク及び不達の場合の救済措置対応や電子メールアドレスの管理等の業務負荷は無し</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>出願ソフトを起動しないでいると、気づかないうちに発送書類の到達の効力が発生し、法定期間、指定期間が過ぎてしまう可能性がある</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>出願ソフト上のシステム対応（通知を送信するための改造）が必要（改造コストは案3と比較して小さい想定）</li></ul>



# 現状の公示送達と改正の方向性

- 特許法第191条（同条を実用新案法第55条、意匠法第68条、商標法第77条で準用）において、送達を受けるべき者の住所、居所、その他送達をすべき場所が知れないとき、準用する民事訴訟法第107条第1項の規定により送達をすることができないときは、公示送達をすることができると規定。
- また、その公示送達は、官報及び特許公報に掲載するとともに特許庁の掲示場に掲載することにより行うと規定。

## ○官報（特許公報も同様）



## ○特許庁の掲示（螺旋階段の前の掲示板に掲示）

公示送達			
送達を受けるべき者	事件の表示	送達する書類	書類名
東京都葛飾区立石8丁目14番2号	趙 ユジン	商願2020-077103	出願却下の処分の謄本
東京都港区赤坂6-2-12-702	野田 寿一郎	PCT/JP2018/31320	出願却下の処分の謄本
大阪府八尾市来音寺3丁目56番地	宋少華	特願2021-002735 特願2021-000337	拒絶査定の謄本 拒絶査定の謄本
山梨県甲府市高畑1-2-36	金貞姫	商願2021-100660	登録査定の謄本
大阪府大阪市福島区福島3丁目8番10号	株式会社ブリッジ・マーケット	PCT/JP2019/11006	出願却下の処分の謄本
Panamerica Sur Km. 195 Curicó(OL)	SOCIEDAD VINÍCOLA MIGUEL TORRES S.A.	国際登録番号1606086	登録査定の謄本
Elektronikkate 3 FI-90590 Oulu(FI)	Cerenion Oy	国際登録番号1540103	登録査定の謄本

改正後の民事訴訟法第101条において、インターネットを用いた公示送達の方法が規定される予定のところ、特許庁においても同様に方法を規定する。

※官報及び特許公報への掲載を廃止し、特許庁HPにおける掲載に代える想定。